様式第9-6号　　　　　　　　　　　　　　　　農用地利用集積等促進計画（経営受託権）

**一括方式**

経営受託権の設定関係

　１　各筆明細

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整理番号 |  | 農地中間管理機構に農業経営の委託をする者（甲） | （氏名又は名称） | （住所） |
| 農地中間管理機構（乙） | （氏名又は名称） | （住所） |
| 農地中間管理機構から農業経営の委託を受ける者（丙） | （氏名又は名称） | （住所） |
| 農業経営の委託をする土地（Ａ） | 農業経営の委託により（乙）に設定される権利（Ｂ） | 農業経営の委託により（丙）に設定される権利（Ｃ） | 農業経営の委託をする土地の（甲）以外の権原者（Ｄ） | 備考 |
| 所　　在 | 現況地目 | 面積㎡ | 内　容土地の利　用目　的 | 始　期年月日 | 終　期年月日 | 存　続期　間 | 損益の算　定基　準計算方法 | 決済の相手方 | 決　済方　法 | 内　容土地の利　用目　的 | 始　期年月日 | 終　期年月日 | 存　続期　間 | 損益の算　定基　準計算方法 | 決済の相手方 | 決　済方　法 | 住　所 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |
| 市町 | 大字 | 字 | 地番 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| この計画に同意する。農地中間管理機構に農業経営の委託をする者（甲）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）　　　　　　　　　　　　　　　　（氏名又は名称）農地中間管理機構（乙）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）　　　　　　　　　　　　　　　　（氏名又は名称）農地中間管理機構から農業経営の委託を受ける者（丙）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）　　　　　　　　　　　　　　　　（氏名又は名称）　　　農地中間管理機構に農業経営の委託をする者以外の者で農業経営の委託をする土地につき所有権その他の使用収益権を有する者 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）　　　　　　　　　　　　　　　　（氏名又は名称） |

（記載注意）（１） この各筆明細は、権利設定の当事者ごとに別葉とする。丙が同一で、甲が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。

（２）（Ａ）欄は、市町別に記載する。

（３）（Ａ）欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良

事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（　）書きで２段書きする。なお、１筆の一部について権利が設定される場合

には、○○○㎡の内○○㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。

（４）（Ｂ）及び（Ｃ）欄の「内容（土地の利用目的）」は、当該土地の利用目的（例えば、水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、

農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。

（５）（Ｂ）及び（Ｃ）欄の「存続期間」は、「○年」と記載する。

（６）（Ｂ）及び（Ｃ）欄の「損益の算定基準（計算方法）」は、共通事項の○に記載の通りとする。

（７）（Ｂ）及び（Ｃ）欄の「決済の相手方」及び「決済方法」は２段書きにすることとし、上段には販売金額が受託経費を上回った場合の決済の相

手方及び方法を、下段には販売金額が受託経費を下回った場合の決済の相手方及び方法を記載する。

（８）（Ｂ）及び（Ｃ）欄の「決済方法」は、決済期限と決済方法（現金払、口座振込等）を記載する。

（９）（Ｄ）欄は、甲以外の使用収益権を有する者がいないときは記入を要しない（抵当権者の記入は不要）。

　　２　共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収

益を目的とする権利（以下「経営受託権」という。）は、１の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

　なお、丙が農業協同組合又は農事組合法人である場合には、このほか当該農業協同組合又は農事組合法人が定める農業経営受託規程によるものとする。

○経営受託権の設定

１の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の経営受託権は、本計画の公告により生じる。

○経営受託権の設定の条件

　　　本計画により乙が丙に設定する経営受託権は、丙が次のいずれかに該当するときは解除することを条件とする。

　ア　当該土地を適正に利用していないと認められるとき（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第

21条第２項第１号）。

　イ　正当な理由がなく機構法第21条第１項の規定による報告をしないとき（機構法第21条第２項第３号）。

○善管注意義務

　　　丙は、善良なる管理者の注意をもって甲が最も収益を得られるように努めるものとする。

○主宰権

　委託を受けて行う農業の経営（以下「受託農業経営」という。）の運営に関する事項の全ては、丙が決定する。

○収穫物の所有権

　受託農業経営の事業により生ずる収穫物の所有権は、丙に帰属する。

○受託農業経営に係る損益の帰属

　　　受託農業経営に係る損益は、甲に帰属する（減収の場合の危険負担は、甲が負う）。

○受託農業経営に係る損益の算定基準（計算方法）

　　ア　受託農業経営に係る損益は、次に掲げる算式により計算するものとする。

　　　　　「受託農業経営に係る販売金額（共済金等を含む。）」－「受託農業経営に係る受託経費（受託報酬を含む。）」

　　イ　丙は、受託農業経営に係る収支の内訳を整理する。

○修繕及び改良

　　ア　甲は、乙及び丙の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要

するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙又は丙が修繕することができる。この場合において、乙又は丙が

修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

　　イ　乙又は丙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には、甲の同意を要しない。

　　ウ　修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表１に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。

○附属物の設置等

ア　乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、甲の同意を得なければならない。

また、乙が附属物の設置をした場合において、経営受託権の期間が満了したときは、当該附属物を収去する義務は乙が負い、乙が当該附属物の収去に

要した経費は受託農業経営に係る受託経費に含め、甲の負担とする。ただし、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙は収去の義

務を負わない。

イ　丙が当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合には、乙は事前に設置について甲の同意を得なければならない。また、

乙が丙に対して設置の同意をする旨の通知を行う場合には、丙が附属物の設置を行うことについて甲も同意していることを通知するものとする。

ウ　イに基づき丙が附属物を設置した場合において、経営受託権の期間が満了したときは、当該附属物を収去する義務は丙が負い、丙が当該附属物の収

去に要した経費は受託農業経営の受託経費に含め、甲の負担とする。ただし、甲及び乙が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、丙は収

去の義務を負わない。

エ　経営受託権の存続期間が満了するときは、丙は、その満了の日までに、当該土地を原状に回復する。ただし、附属物を収去しないことへの同意が得

られている場合又は当該土地に生じた形質の変更が災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為若しくは当該土地の通常の利用によるものである場

合においては、乙及び丙は、原状回復の義務を負わない。

○租税公課等の負担

ア　甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ　当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、受託農業経営に係る受託経費に含め、甲が負担する。

 ウ　当該土地に係る土地改良区の賦課金の負担については、当事者間で協議の上、別表２に定める。

 エ　作付しない期間等に係る当該土地の維持管理に要する経費は、受託農業経営に係る受託経費に含め、甲が負担する。

○経営受託権の解除

乙は、次のいずれかに該当するときは、都道府県知事の承認を受けて、乙が取得した経営受託権を解除することができる。

ア　相当の期間を経過してもなお当該土地の経営受託権の設定を行うことができる見込みがないと認められるとき（機構法第20条第１号）。

イ　災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき（機構法第20条第２号）。

○農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の３第１項の土地改良事業が行われること

がある。

○その他

　本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議する。

別表１　修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 修繕又は改良の工事名 | 甲、乙及び丙の費用に関する支払区分の内容 | 乙及び丙の支払額について甲の償還すべき額及び方法 | 備　　　考 |
|  |  |  |  |

　　　別表２　土地改良区の賦課金等に係る特約事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容 | 備　　　　考 |
|  |  |  |